

令和6年以降の年分に係るおむつ代の医療費控除に係る主治医意見書確認書について

確定申告にあたり、おむつ代について医療費控除を受けるには、「おむつ代の領収書」と寝たきり状態にあること及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、一定の要件を満たす場合には、「おむつ使用証明書」に代わる書類として、美祢市が要介護認定の際に提出された主治医意見書の内容を確認した書類「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書確認書」を発行します。

<発行要件>

<p>おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の人</p>	<p>おむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書（当該複数の認定に係る全てのもの）において、以下の①・②を満たすこと。</p> <p>① 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1もしくはC2であること。</p> <p>② 「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、又は尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。</p> <p>※上記の要件を満たす主治医意見書に係る要介護認定の有効期間（当該年以降のものに限る。）における使用に係るおむつ代のみ医療費控除の対象として認められます。</p>
<p>おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の人</p>	<p>おむつを使用したその年に作成された主治医意見書（当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13か月以上のものに限る。）の審査に当たり作成された主治医意見書）において、上欄の①・②の記載があること。</p>

※発行要件に該当しないときは、かかりつけの医師に「おむつ使用証明書」の記載を依頼してください。

※令和5年以前の年分については、要件が異なりますので別紙をご確認ください。